

第47回京都府民総合体育大会 選手派遣及び選手強化補助金交付要項

1. 目的

広く京都府民にスポーツを振興し、府民の健康増進と体力向上を図り、あわせて市町村対抗形式を通じて、地域のスポーツの活性化を目指す目的で開催されます。

ついては、本大会で良成績を収めることにより、市民のスポーツに対する関心と健康増進と体力向上につながるため、亀岡市代表として出場するチームの選手派遣及び強化を目的として補助金を交付します。

2. 補助対象経費

1) 当大会に出場する選手等の旅費及び宿泊費

試合会場が遠方であり、宿泊しなければどうしても出場に影響が出る場合のみ認める。
ただし、予選会の旅費・宿泊費については補助対象としない。

2) 強化経費

大会当日までの強化練習経費（体育館等施設使用料、消耗品代、保険料、強化練習試合での審判員謝金等）**※食糧費については、すべて補助対象外とする。**

3) ユニフォーム購入、競技用具等の購入経費

ただし、ユニフォームは2年連続で購入できない。
また、私物で使用するサポーターやシューズ等は補助対象としない。

4) その他、選手強化に直接必要な経費

3. 補助金

1) 選手派遣費（全体の1/2）

出場選手の会場地までの交通費の1/2

2) 選手強化費（全体の4/10）

出場選手1名につき2,800円（7,000円の4/10）を限度額とする。

3) その他

予算の範囲内において補助金を交付する。

4. その他の記入等について

(1) 交付申請書の提出について

○令和6年7月31日（水）までに当協会事務局へ提出してください。

○申請書・報告書の印については省略とし、請求書には団体長印を必ず押印してください。

(2) 実績報告書の提出について

○各大会完了後1ヶ月以内に当協会事務局へ開催要項（大会プログラム）、公式に発表されている大会結果、競技中等の写真、証拠書類等（領収証は支出科目ごとに完備し、各団体において、5年間保管して下さい。）を各1部添付の上、提出してください。

○報告書の旅費については、大会が2日あるところ1日で終了した場合は、1日分の交通費のみとなりますのでご了承下さい。

○補助金対象経費（選手派遣補助金）

交通費：本大会分のみ

○補助金対象経費（選手強化補助金）

本大会に出場するまでの練習経費（宿泊費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、保険料、諸謝金※講師料については全体で30,000円程度までを補助金対象経費とします。）

◎支出科目の説明・整備要項

科目	説明	証拠書類
会議費	会議等の茶菓子代 (一人当たり500円程度まで) ※会議室使用料は下記の「使用料 及び賃借料」で計上してくださ い。	業者の発行する領収証 ※補助対象外
旅費交通費	交通費明細書のとおり	
その他の交通費	練習試合等に伴う高速代、バス、 電車代等	高速代は業者の発行する領収証、公共機 関は明細を自書にて記入 ※補助対象外
宿泊費	大会参加のための宿泊代	業者の発行する領収証 ※宿泊費は、試合会場が遠方の場合には認 めることがある
通信運搬費	会議等案内の郵送代、電話代	購入業者の発行する領収証
消耗品費	練習等に伴う競技用消耗品 会議等に伴う事務用消耗品	購入業者の発行する領収証 ※私物で使用するものは認めない。 ※備品関係の支出は認めない。
印刷製本費	会議資料等の印刷代	業者の発行する領収証
使用料及び賃借料	会議室使用料、練習会場の借上料、 用具・器具使用料	利用施設管理者及び所有者の発行する 領収証
保険料	傷害保険料	業者の発行する領収証
諸謝金	全体で30,000円程度まで	個人領収証 *自署、記名押印のこと

*** 但し書きが未記入の領収証は認められません。レシートタイプであっても団体名を明記してくだ
さい。**

* 謝金の領収証については、必ず自署・押印が必要です。

* 大会終了後の支払は早急に済ませ、出来るだけ1ヶ月以内の領収証を添付するようにしてくださ
い。日付の遅いものは認めないことがあります。

* 適用科目が分からない場合は、事務局までお問い合わせください。